



死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

災害発生月	令和4年6月
事業の種類	製造業
災害の概要 (注1)	<p>事業場敷地内の緑地帯(幅数メートル)において刈払機を用いて草刈り作業中、3mを超える高さの擁壁上部からコンクリート上に墜落し、死亡した。</p> <p>緑地帯と隣接する敷地内車道との境には鋼製柵が設けられていたが、緑地帯の端(擁壁上部)には柵等が設けられていなかった。</p> <p>また、被災者は保護帽やいわゆる命綱(墜落制止用器具)は未着用であり、墜落危険防止措置は講じられていなかった。</p> 
再発防止・類似災害防止のためのポイント (注2)	<p>事務所・工場を新設・改築するときは、設計・計画段階において、敷地境界の擁壁など墜落危険箇所について、除草などメンテナンス作業を含め、行いうる作業を洗い出し、作業床の端に柵を設けるなど必要な墜落防止措置を講じること。</p> <p>墜落のおそれのある箇所(柵等が設けられていない作業床の端付近。以下、同じ。)は立入禁止とすること。事前に、当該場所での作業は中止したり、離れた場所から行うことができないかを検討すること。</p> <p>墜落のおそれのある箇所で、作業を行わざるを得ない場合は、法令規格を満たす墜落制止用器具(いわゆる命綱)を着用・使用する等の墜落危険防止措置を講じること。</p> <p>墜落時保護用の保護帽(ヘルメット)を着用し、あご紐をしっかりと締めること。</p> <p>(参考)</p> <p>刈払機を使用する作業に従事する労働者に対して、作業の安全確保対策等について必要な知識等を付与するため、関係通達(下記参照)に基づいて「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を実施しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」 (平成12年2月16日付け基発第66号) (https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-41/hor1-41-24-1-0.htm) <p>現在、長野県内では、次の安全衛生関係団体が当該教育を実施しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 林業・木材製造業労働災害防止協会長野県支部(:026-227-0327) 2 (一社)中部労働技能教習センター(:0265-25-4444) 3 (株)公認大町自動車教習所(:0261-22-1510) 

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な再発防止対策等を示したものを、発生した災害の責任を問うために示すものではなく、また、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。